

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について既に保険料を還付しているとの回答を受けた。

私は、国民年金の加入手続をして以降、保険料が納付できない状況のときは免除申請をし、さかのぼって納付できる状況のときは、保険料をさかのぼって納付していた。

申立期間についても、昭和55年4月3日に保険料を納付した領収書が残っており、申立期間の保険料を還付したという証拠が残っていないにもかかわらず還付し、未納扱いとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された金融機関の領収印のある「追納」と記載された国民年金納付書・領収書から、申立人が昭和55年4月3日に申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間については、申立人の特殊台帳に申請免除を受けた記録は見当たらないものの、申立人は申立期間の追納保険料の納付時期から約2か月後の昭和55年6月16日に未納となっていた36年4月から37年10月までの期間及び47年9月から49年12月までの期間の保険料を特例納付していることが申立人の所持している領収書により確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は納付済みと確認した上で、特例納付書が作成されたものと推認される。

さらに、申立人の特殊台帳の摘要欄には、申立期間の保険料について、当該保険料を受領したことが誤りであった旨の記載があるものの、同台帳には、

還付処理がされたことをうかがわせるような記載は見当たらないことから、申立人が納付した申立期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたと考えるのが相当である。

申立期間について、申立人が保険料の納付免除を受けていなかったことを理由として保険料の納付を認めないことは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月10日について、標準賞与額95万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月10日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。

A社も「賞与支払届に別人の氏名を記入し、届出を行った。」と誤りを認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書(賞与分)及びA社から提出された申立人に係る平成18年賃金台帳により、申立人は、同年6月10日に同社から100万円の賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、平成18年6月10日に申立人に支給されている100万円の賞与額に基づく厚生年金保険料額は、7万1,440円であるところ、申立人から提出された給与支給明細書(賞与分)及びA社から提出された申立人に係る平成18年賃金台帳において、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料として控除されているのは、6万7,900円であることが確認できることから、申立期間の標準賞与額については、95万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成18年11月13日に社会保険事務所（当時）が受付けている健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を見ると、申立人の被保険者整理番号欄に賞与額の記載は無く、事業主の同整理番号欄に100万円の記載があることが確認できる上、オンライン記録において、事業主の標準賞与額に係る記録は、21年9月18日付けで取消処理が行われていることが確認できる。このことについて事業主の妻は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出する際、申立人に100万円を支払ったとして届出しなければならないところ、誤って事業主に同金額を支払った届出をした。誤って届け出た厚生年金保険料は還付を受けたが、申立人に関しては、時効により記録の訂正及び同保険料の納付ができなかった。」と供述し、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和55年1月及び同年3月から同年9月までの期間は14万2,000円、57年8月及び同年9月は15万円、58年7月及び同年8月は16万円、59年7月から同年9月までの期間は17万円、60年8月及び同年9月は22万円、61年8月は20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和54年9月から62年4月まで（申立期間のうち、昭和54年9月から同年12月までの期間、55年2月、同年10月から57年7月までの期間、同年10月から58年6月までの期間、同年9月から59年6月までの期間、同年10月から60年7月までの期間、同年10月から61年7月までの期間及び同年9月から62年4月までの期間を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から62年5月30日まで

年金受給の手続を行った際、年金見込額について試算したところ、私が思っていたより、年金見込額が大幅に少なかった。そこで標準報酬月額について照会した結果、昭和54年9月1日から62年5月30日まで勤めていたA社で、実際に受け取っていた給与額とオンライン記録の標準報酬月額に相違があった。

当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額より、私がA社で実際に受け取っていた給与額は高額だったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち昭和55年1月、同年3月から同年9月までの期間、57年8月、同年9月、58年7月、同年8月、59年7月から同年9月までの期間、60年8月、同年9月及び61年8月については、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、55年1月及び同年3月から同年9月までの期間は14万2,000円、57年8月及び同年9月は15万円、58年7月及び同年8月は16万円、59年7月から同年9月までの期間は17万円、60年8月及び同年9月は22万円、61年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、A社で経理を担当していた事業主の妻は、「会社の経営状態が良くなかったため、実際に従業員に支払っていた給与額より低く標準報酬月額の届出をしていたことがある。」と供述していることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年9月から同年12月までの期間、55年2月、56年2月から57年7月までの期間、同年10月から58年6月までの期間、同年9月から59年6月までの期間、同年10月から60年7月までの期間、同年10月から61年7月までの期間及び同年9月から62年4月までの期間については、標準報酬月額に応じた保険料が控除されており、また、55年10月から56年1月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年8月12日の標準賞与額に係る記録を5万円、同年12月22日の同記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 22 日

申立期間にA社から支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は平成21年になって、この届出漏れに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料を時効により納付できず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除された事実があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給控除一覧表及び社会保険事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については5万円、申立期間②については10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事

務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年8月12日の標準賞与額に係る記録を5万円、同年12月22日の同記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は平成21年になって、この届出漏れに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料を時効により納付できず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除された事実があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給控除一覧表及び社会保険事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については5万円、申立期間②については10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事

務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年8月12日の標準賞与額に係る記録を5万円、同年12月22日の同記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は平成21年になって、この届出漏れに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料を時効により納付できず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除された事実があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給控除一覧表及び社会保険事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については5万円、申立期間②については10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事

務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年8月12日の標準賞与額に係る記録を5万円、同年12月22日の同記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 22 日

申立期間にA社から支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は平成21年になって、この届出漏れに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料を時効により納付できず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除された事実があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給控除一覧表及び社会保険事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については5万円、申立期間②については10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事

務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月21日から同年10月16日まで

AにあったB社（現在は、C社）には、同郷の者と一緒に就職し、勤務場所は異なっていたが、同じ日に退職し、同じ船で帰省したにもかかわらず、同社での労働者年金保険の被保険者資格の喪失日は、同僚が昭和18年10月16日となっているのに、私は同年9月21日となっている。

これについては、ねんきん特別便の回答にB社における資格喪失日を誤って昭和18年9月21日と記入したため、それに合わせて、社会保険庁（当時）が記録を作成した結果であるので、同社での資格喪失日を同僚と同じ同年10月16日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び「申立人と同日にB社を退職した。」と供述している同僚（以下「同郷の同僚」という。）は、退職の経緯について、「申立期間当時は、食料不足であり、家が農業をしている者は、農繁期には帰省して農業に従事した後、復職することができたことから一緒に帰省した。」とそれぞれ供述している。

一方、C社から提出された昭和18年5月18日から同年11月19日までの期間にB社での解雇者名簿の解雇日及び理由欄を見ると、申立人は、同年9月21日付けで依頼により解雇されていること、及び同郷の同僚は、同年10月15日付けで無届により解雇されていることが確認できる。

また、同郷の同僚は、B社を退職した後に復職しなかった理由について、「帰省中に同社のあったD市が空襲されるかもしれないと聞き、復職すれば命を落としかねないと思い復帰しなかった。そのため、正式に退職した訳ではないが、結果的に解雇となった。」と供述している。

これらを併せて判断すると、申立人及び同郷の同僚がB社を一時退職して帰省したのは、申立人が依頼により解雇された時期であることがうかがえる。

さらに、B社の労働者年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和19年9月21日が、同郷の同僚は、同年10月16日が被保険者資格の喪失日となっており、C社から提出された前述の解雇者名簿の記録とほぼ一致していることが確認できる上、同解雇者名簿に記載のある同僚のうち、B社の同保険被保険者名簿で氏名の確認できた23人、及びC社から提出された申立人と同じB社の修理部に勤務していた者の名簿において解雇日が確認できる同僚30人についても、その解雇日と同保険被保険者名簿の資格喪失日は、ほぼ一致していることが確認できることから判断すると、申立期間当時、同社においては、おおむね適切に資格喪失に係る届出を行っていたものと推認できる。

加えて、C社は、「当社に残っている資料で、申立人の氏名が確認できるのは、提出している解雇者の解雇日が記載された名簿のみであり、申立期間当時の取扱いに関しては不明。」と回答している上、同名簿及び申立人と同じB社修理部で勤務していた者の名簿に記載された同僚のうち、回答を得られた同僚二人は、いずれも申立人及び同郷の同僚についての記憶が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態に関する関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 404（事案 226 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金（労働者年金）保険被保険者として厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年10月1日まで

社会保険庁（当時）のオンライン記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和19年10月1日となっているが、厚生年金保険被保険者証には、同年7月1日が同資格の取得日となっている。

同僚が申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明してくれたので、申立期間に厚生年金（労働者年金）保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和19年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間の被保険者資格取得者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。また、同法により、準備期間中に同保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」と標示することとされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」の標示があることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金（労働者年金）保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す資料として、新たに申立人ほか2人が、「労働者年金保険被保険者資格取得に関してC県知事に届出していたところ、昭和19年7月

1日付けで認可されたので、保険料は同年7月の給与より控除されている。」と記載された書面に同僚6人が署名捺印した証明書を提出しているが、当該同僚のうち、職制上の監督者であったと供述している同僚は、証明書に署名捺印した理由について、「申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことの証明であり、保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と供述し、他の同僚も、「同僚（先輩）が困っているのならという気持ちから署名捺印した。」と供述しているなど、いずれも厚生年金保険料が控除されていたことを示す供述ではない上、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金（労働者年金）保険料が事業主により控除されていたことが確認できる関連資料も無いことから、当該証明書が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「C県が発行している厚生年金保険被保険者証において、昭和19年7月1日が同保険の被保険者資格取得日となっている上、申立期間当時、同様な仕事に従事していたのに、申立期間の被保険者記録が有る者と無い者がいることは不公平である。」と主張しているが、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間である同年6月1日から同年9月30日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している同僚で、オンライン記録の確認できた78人のうち、厚生年金保険被保険者台帳が把握できた62人中57人の同台帳を見ると、申立人と同様に「○改」標示があり、厚生年金保険被保険者記録も同年10月1日からとなっていることが確認できる。

なお、前述の厚生年金保険被保険者台帳に「○改」標示の無い被保険者5人のうち2人は、それぞれ厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間開始日である昭和19年6月1日より前の、17年1月1日又は19年5月25日から被保険者であったことが確認でき、他の2人は、A社以外の事業所で17年1月1日に資格取得している被保険者であり、残りの1人は、同台帳及びオンライン記録の被保険者資格取得日が19年6月1日となっていることから、本来、同台帳に「○改」標示がなされ、同資格取得日が同年10月1日となるべき者と推認できるが、これら同僚は既に亡くなっていることから、同社における入社時期、勤務実態等についての供述を得ることができない。

これら厚生年金保険被保険者台帳の記録から判断すると、A社において、厚生年金保険法施行に係る準備期間である昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間に新たに被保険者資格を取得している被保険者は、労働者年金保険法の制度改正に伴い、適用範囲が拡大した厚生年金保険制度の被保険者として届け出られたものとうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金（労働者年金）保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

ことから、申立人が厚生年金（労働者年金）保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 405（事案 274 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金（労働者年金）保険被保険者として厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年10月1日まで

社会保険庁（当時）のオンライン記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和19年10月1日となっているが、厚生年金保険被保険者証には、同年7月1日が同資格の取得日となっている。

同僚が申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明してくれたので、申立期間に厚生年金（労働者年金）保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和19年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間の被保険者資格取得者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。また、同法により、準備期間中に同保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」と標示することとされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」の標示があることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金（労働者年金）保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す資料として、新たに申立人ほか2人が、「労働者年金保険被保険者資格取得に関してC県知事に届出していたところ、昭和19年7月

1日付けで認可されたので、保険料は同年7月の給与より控除されている。」と記載された書面に同僚6人が署名捺印した証明書を提出しているが、当該同僚のうち、職制上の監督者であったと供述している同僚は、証明書に署名捺印した理由について、「申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことの証明であり、保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と供述し、他の同僚も、「同僚（先輩）が困っているのならという気持ちから署名捺印した。」と供述しているなど、いずれも厚生年金保険料が控除されていたことを示す供述ではない上、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金（労働者年金）保険料が事業主により控除されていたことが確認できる関連資料も無いことから、当該証明書が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「C県が発行している厚生年金保険被保険者証において、昭和19年7月1日が同保険の被保険者資格取得日となっている上、申立期間当時、同様な仕事に従事していたのに、申立期間の被保険者記録が有る者と無い者がいることは不公平である。」と主張しているが、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間である同年6月1日から同年9月30日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している同僚で、オンライン記録の確認できた78人のうち、厚生年金保険被保険者台帳が把握できた62人中57人の同台帳を見ると、申立人と同様に「○改」標示があり、厚生年金保険被保険者記録も同年10月1日からとなっていることが確認できる。

なお、前述の厚生年金保険被保険者台帳に「○改」標示の無い被保険者5人のうち2人は、それぞれ厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間開始日である昭和19年6月1日より前の、17年1月1日又は19年5月25日から被保険者であったことが確認でき、他の2人は、A社以外の事業所で17年1月1日に資格取得している被保険者であり、残りの1人は、同台帳及びオンライン記録の被保険者資格取得日が19年6月1日となっていることから、本来、同台帳に「○改」標示がなされ、同資格取得日が同年10月1日となるべき者と推認できるが、これら同僚は既に亡くなっていることから、同社における入社時期、勤務実態等についての供述を得ることができない。

これら厚生年金保険被保険者台帳の記録から判断すると、A社において、厚生年金保険法施行に係る準備期間である昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間に新たに被保険者資格を取得している被保険者は、労働者年金保険法の制度改正に伴い、適用範囲が拡大した厚生年金保険制度の被保険者として届け出られたものとうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金（労働者年金）保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

ことから、申立人が厚生年金（労働者年金）保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 406 (事案 265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金（労働者年金）保険被保険者として厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年10月1日まで

社会保険庁（当時）のオンライン記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和19年10月1日となっているが、厚生年金保険被保険者証には、同年7月1日が同資格の取得日となっている。

同僚が申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明してくれたので、申立期間に厚生年金（労働者年金）保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和19年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間の被保険者資格取得者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。また、同法により、準備期間中に同保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」と標示することとされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」の標示があることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金（労働者年金）保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す資料として、新たに申立人ほか2人が、「労働者年金保険被保険者資格取得に関してC県知事に届出していたところ、昭和19年7月

1日付けで認可されたので、保険料は同年7月の給与より控除されている。」と記載された書面に同僚6人が署名捺印した証明書を提出しているが、当該同僚のうち、職制上の監督者であったと供述している同僚は、証明書に署名捺印した理由について、「申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことの証明であり、保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と供述し、他の同僚も、「同僚（先輩）が困っているのならという気持ちから署名捺印した。」と供述しているなど、いずれも厚生年金保険料が控除されていたことを示す供述ではない上、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金（労働者年金）保険料が事業主により控除されていたことが確認できる関連資料も無いことから、当該証明書が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「C県が発行している厚生年金保険被保険者証において、昭和19年7月1日が同保険の被保険者資格取得日となっている上、申立期間当時、同様な仕事に従事していたのに、申立期間の被保険者記録が有る者と無い者がいることは不公平である。」と主張しているが、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間である同年6月1日から同年9月30日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している同僚で、オンライン記録の確認できた78人のうち、厚生年金保険被保険者台帳が把握できた62人中57人の同台帳を見ると、申立人と同様に「○改」標示があり、厚生年金保険被保険者記録も同年10月1日からとなっていることが確認できる。

なお、前述の厚生年金保険被保険者台帳に「○改」標示の無い被保険者5人のうち2人は、それぞれ厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間開始日である昭和19年6月1日より前の、17年1月1日又は19年5月25日から被保険者であったことが確認でき、他の2人は、A社以外の事業所で17年1月1日に資格取得している被保険者であり、残りの1人は、同台帳及びオンライン記録の被保険者資格取得日が19年6月1日となっていることから、本来、同台帳に「○改」標示がなされ、同資格取得日が同年10月1日となるべき者と推認できるが、これら同僚は既に亡くなっていることから、同社における入社時期、勤務実態等についての供述を得ることができない。

これら厚生年金保険被保険者台帳の記録から判断すると、A社において、厚生年金保険法施行に係る準備期間である昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間に新たに被保険者資格を取得している被保険者は、労働者年金保険法の制度改正に伴い、適用範囲が拡大した厚生年金保険制度の被保険者として届け出られたものとうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金（労働者年金）保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

ことから、申立人が厚生年金（労働者年金）保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 33 年 2 月まで

私は、昭和 32 年に公共職業安定所で A 市の B 社が事務員を募集していることを知り、事業主の面接を受けて同社に入社した。

申立期間の年金記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の書類は残っていないが、加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

事業所番号索引簿によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 35 年 9 月 1 日である上、法人登記簿の記録によると同社の設立は 34 年 5 月となっており、いずれも申立期間より後の時期であることが確認できる。

また、申立人は、「事業主とその妻、男性従業員 2 人、そして私を合わせた 5 人で厚生年金保険加入要件を満たす人数となったので、B 社が同保険の適用事業所となることができる旨の話を、同社の事業主から聞いた。」と主張しているものの、オンライン記録によると同社の事業主は、昭和 29 年 3 月から 34 年 10 月まで他の厚生年金保険適用事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、事業主を含めすべての被保険者の厚生年金保険被保険者資格取得日が、同社の同保険新規適用日である昭和 35 年 9 月 1 日以降である上、これらの被保険者は死亡及び所在不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、事業所番号索引簿によれば、B社は昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、法人登記簿の記録によれば同社は38年5月に解散している上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。